

大 監 第 20 号
平成24年6月19日

大阪市監査委員	東	貴	之	
同	漆	原	良	光
同	高	橋	敏	朗
同	高	瀬	桂	子

住民監査請求について（通知）

平成24年5月23日付けであなたから提出された地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく住民監査請求につきましては、請求の内容を法律上の要件に照らして審査しました結果、次の理由により住民監査請求の対象となりませんので通知します。

記

1 請求の要旨

本件請求の内容を要約すると次のとおりである。

2012年4月23日、大阪市職員Aは、勤務時間中にBを被告人とする詐欺被告事件の判決公判の傍聴に赴いた。

上記詐欺被告事件の公訴事実は、雇用の有無を偽って損害保険会社から休業損害金を詐取したというものであり、大阪市には何ら関係のないものである。しかるに職員Aは、自らの業務執行に何ら必要性・関連性がないにもかかわらず、勤務時間中に同公判の傍聴に赴き、もって大阪市に損害を与えた。

仮に職員Aが上司の指示に基づき同公判期日に傍聴に赴いたとしても、その指示は大阪市職員が有する裁量権を重大に逸脱する誤ったものであり、各法令の条規に違反することは明白である。また、大阪市職員らをして、その指示が違法であることを予見できたことも明白である。

職員Aに対し上記違法行為に係る当日分の給料を大阪市に返還させるよう求める。

2 地方自治法第242条の要件に係る判断

地方自治法第242条に定める住民監査請求においては、「当該普通地方公共団体のこうむった損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することが

できる。」とされている。

しかしながら、本件請求提出後の平成24年6月7日に職員Aより当該行為に係る給料相当額として算定された額等が本市に納入されていることから、仮に請求人が主張するとおりの損害が発生していたとしても、少なくとも請求人が主張する損害相当額はすでに補填されたと言わざるを得ず、法第242条の要件を満たさないと判断せざるを得ない。